



熊本県企画振興部 統計調査課 佐伯 康範 課長

一つ一つのデータが 未来の熊本を築く

調査のために準備は不可欠

近年の核家族化や単身世帯の増加などによって統計調査はより困難になってきています。今回の国勢調査では、分譲マンションや賃貸住宅の管理会社に対して、ポスターの掲示や空き室状況などの情報提供、オートロックマンションでの連続訪問などの協力を依頼しています。熊本県にしかない管理会社についてはわたしたちが可能な限りお願いに行っています。わたしたちは調査員や指導員の皆さんが行う調査のバックアップや環境整備が一番大切だと思っています。

また調査員の安全は一番気をつけて動いているところです。調査の説明会などで安全対策の説明を行ったり、警察に安

調査員あつての統計調査

今回の国勢調査では県全体で約9,300人の調査員が調査を行います。調査を担当するすべての調査員の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。統計調査は、調査員の活動で調査の正確性が保たれているんです。また国勢調査をはじめとする各種統計調査に関わる調査員のうち、経験の浅い調査員を対象に研修を

全確保のための協力をお願いしたりするなど調査員が安心して調査できるような体制をつくっています。

調査内容は必ず保護されます

調査員など統計調査に従事する人には、統計法によって厳格な守秘義務が課せられています。また記入した調査票の内容は統計資料の作成以外に使用されることは絶対ありません。しかも調査票は厳重に管理され、集計後には完全に溶かされて調査票に記入してください。

集計した統計資料は、行政の多くの施策のためだけに使われると考えられていましたが、今や調査結果は民間企業などの資料でも活用されていて、社会の共通財産としての統計になっています。国勢調査の集計資料も国民共通の宝なのです。集計結果は自分たちだけではなく、子どもや孫までの施策に生かされるということを理解して欲しいと思います。

最後に…県民の皆さんへ

国勢調査で得られた結果は国や県、市町村の施策に生かされますが、今ある熊本や将来描くべき熊本の姿にも活用されます。その結果は県民共通の財産ですので、未来の熊本のためにご協力をよろしくお願いします。

行なうなど調査員のサポートは今後も努力を続けたいと思っています。

目的は皆、同じ

5年前の調査の反省を踏まえて改善に関する要望を市町村と都道府県から国にあげました。国勢調査を始めとする統計調査は国や県、市町村そして調査員と縦割りになっている部分がありますが、目的は同じなんです。ですからコミュニケーションをとりながら、調査を円滑に進めるためにはどうしたら良いかをこれからも考えていきたいと思っています。

そして今回の新たな取り組みとして、県と市町村が共同で開発した地理情報システム「くまもとGPMAP」を活用して、これまで調査員がすべて手書きしていた調査区要図（調査区域を示した地図）の下書き部分を印刷することができるようになりました。これはある市から要望があり、県の情報企画課と連携して実現したことです。

これで調査員の事務処理が大きく軽減されると期待しています。

国勢調査 七つのポイント

- その一 調査の秘密は守られます
- その二 5年に一回、10月1日に実施
- その三 日本に住んでいるすべての人、世帯が対象
- その四 調査項目は20項目
- その五 報告は法律で定められている義務
- その六 9月下旬から調査票を配布
- その七 文字を書く項目はデータとして残りません

その一 国勢調査などの国の統計調査は、統計法という法律に基づいて実施します。この法律では、調査に関わる人に守秘義務が課せられ、違反の場合、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）もあります。調査票も封入（封筒に入れて提出）か郵送で提出することになります。調査票の中身は調査員も知ることができません。また集計後には調査票は溶かしてしまいますので、後から見ることもできません。

その二 国勢調査は、西暦の末尾に0が付く年には「大規模調査」として実施し、西暦の末尾に5が付く年には調査事項の少ない「簡易調査」として実施します。今年は19回目の調査です。

その三 住民票の場所に関係なく、すべての人が対象です。その場所に3カ月以上住んでいる（住むことになっている）人が対象になり、外国人も対象になります。「半年も居ないから…」「住民票は実家にあるから…」といった調査に答えないと正確な統計ができません。

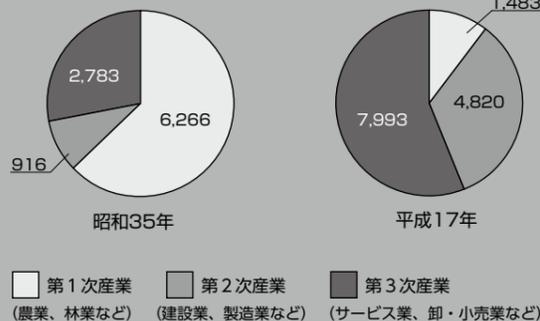
その四 今回の調査は「大規模調査」ですので、20項目を調べます。世帯員の出生年月、男女の別などが調査項目です。前回、平成12年に行った「大規模調査」では22項目の調査だったのですが、今回は「収入」と「就業時間」の項目を削除して調査票記入の負担を軽減しています。

その五 国勢調査で国民全員の正確な回答が無かった場合、得られる統計は正しいものでは無くなってしまいます。このため国勢調査ではすべての人に必ず回答してもらうことにしています。国の重要な統計調査については、調査票を記入して提出することの義務（報告義務）や報告を拒んだり虚偽の報告をした場合の罰則が統計法で規定されています（第13条、第61条第1号）。

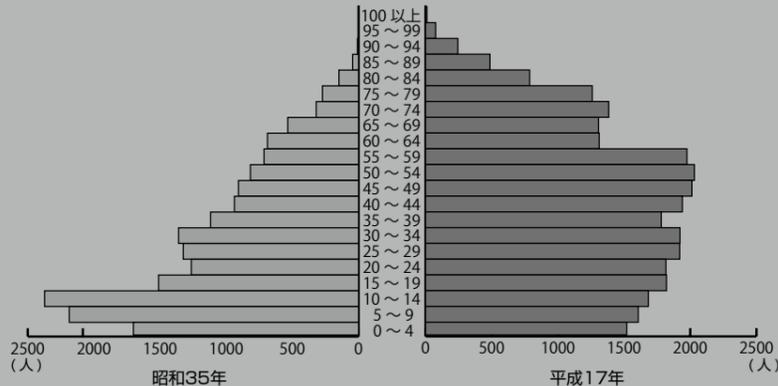
その六 9月下旬から調査員が各世帯に調査票を配布します。調査員は写真付きの「国勢調査員証」を身につけていますので、調査員であることを確認してから調査票を渡してください。

その七 ほとんどの項目はマークシート式の記入になっていますが、一部の箇所は文字を記入してもらう項目があります。名前の項目は提出後の問い合わせのために使用します。また就業場所の記入は世帯員の就業状況を産業別で集計するためのものです。ですから氏名や企業名、仕事内容がデータとして残るものではありませんので、安心して記入をお願いします。

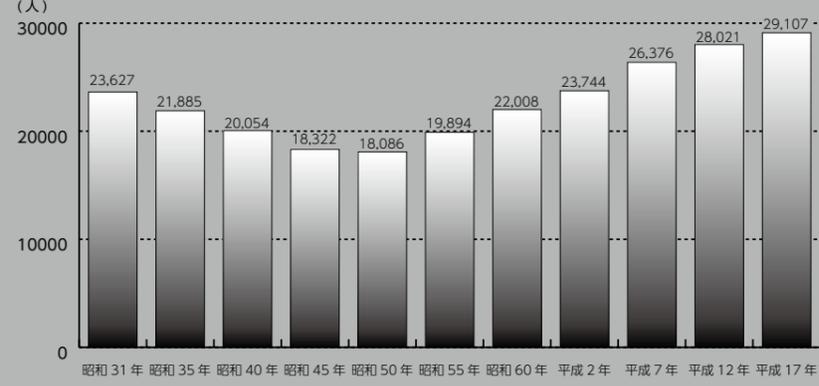
■ 大津町の産業別人口(昭和35年と平成17年)



■ 大津町の人口ピラミッド(昭和35年と平成17年)



■ 大津町の人口(昭和31年から平成17年までの国勢調査)



国勢調査で得ることができるデータ

国勢調査では、約20項目のデータを使ってあらゆる統計データを導き出すことができます。過去のデータを使って大津町がどのような町であるかを見てみましょう。

